**切迫流産による　療休・休職について**

＜事例＞

　　　　　　津島市立藤小学校

　　　　　　療養休暇・休職者　教諭　尾張あまね

　　　　　　生年月日　　平成　元年　３月　８日

　　　　　　令和　７年　７月　３日（木）　切迫流産の兆候あり　年休開始

　　　　　　　令和　７年　７月１７日（木） 症状が治癒しない　　療休開始

　　　　　　　令和　７年１０月１５日（水）　９０日を経過 　　　休職開始

　　　　　　　令和　８年　１月　１日（木）　復職と同時に　　　　産休開始

　　　　　　　令和　８年　２月　５日（木）　　　　　　　　　　　出産予定日

　　　　　　　令和　８年　４月２２日（水）　　　　　　　　　　　育休開始

年 　 　　療 　　 休 　 　 復産　　 出 　　 育

休 　　 休 　　 職 　　 　休 　　　 産 休

開 　　 開 　　　 開 　　　 開 　　　　予 開

始 　　 始 　　　 始 　　　 職始 　　　 定 始

日

７年 　　　 　８年

７ ７ 10 １ ２ 　 ４

・ ・ ・ ・ ・ ・

３ 　 17 15 １ ５ 　 22

▼ 　 ▼ ▼ ▼ 　 ▼　 ▼

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 療休(90日) | 休職 | 産休（4週） | 産休(12週） |  |
| 年休 | | 育休 | |
|  |  |  |

・ 年休届 ・療休承認 ・復職時の 　 ・出産休暇承認

・診断書　　　　給料調整内申

（人事関係提出書類） 　産休補充採用内申 育児休業内申

長期療養者休暇者報告 　育休補充採用内申

常勤講師措置願

療休補充採用内申

休職補充採用内申

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 休職審査願  　　　　　　　　　　　　休職内申 | 復職審査願  復職内申 | **→**  切迫流産の場合は、  　　　内申書（人様式３２）  　　　のみ提出 |

１．長期療養者報告

　 休暇が１か月以上の長期にわたるときは、長期療養休暇者の報告（服様式例３）を、

　　また終了したときには、長期療養休暇終了の報告（服様式例４）を作成し、市町村教

育委員会並びに教育事務協議会へ各1部提出する。

＜添付書類＞　①医師の診断書又は意見書

　　　　　　　　　 ②「療養休暇承認簿」写し

２．常勤講師措置願

　常勤講師は、原則として、１か月以上の長期病欠教員（養教は2週間以上）で、休

職発令が見込まれる教員の補充に適用される。

※提出書類は『学校文書事務の手引き』を参照

３．療休補充採用内申

　　２．常勤講師措置願　の常勤講師措置願と同時に提出する。

　※提出書類は『学校文書事務の手引き』を参照

４．休職審査願

休職を要するものは、休職発令予定日５０日前までに提出する。

　※提出書類は『学校文書事務の手引き』を参照

　　＜提出部数・経路＞

　　 地教委へ３部　　　→　　 事務所へ２部　　　→　　県教委へ１部

（地教委１部＋事務所２部）（事務所１部＋県教委１部）（⑥⑧の原本を含む）

５．休職内申

　　　事後措置A１の指示があった場合、提出する。

　※提出書類は『学校文書事務の手引き』を参照

６．復職審査願

　　　＊切迫流産の場合は不要

７．復職内申

　　　＊切迫流産の場合、①内申書（人様式３２）のみ提出する。休職中に出産した場合は、医師の分娩（出産）証明を提出し出産日で復職させる。また、この場合、休職補充職員の退職内申を行い同時に産休補充採用内申も行う。